

令和 5 年度 事 業 計 画 書



社会福祉法人よこた福祉会

よこた福祉会事業計画

1. 法人の経営理念

私達は、介護を必要とするすべての人びとが尊厳をもって、安心して自立した生活ができるよう支援するために、豊かな感性と使命感をもって邁進し、地域福祉の進展に寄与するとともに、働く喜びを共感できる組織づくりを目指す。

○ 社訓 誠実・信頼・挑戦

○ 職員としての基本姿勢

1. 使命感をもつ。

福祉とは何か、利用者の満足とは何かを考え、使命感を持って地域社会に役立とう。

2. 誠実に努力する。

プロとしての自覚と、誇りを持とう。

3. 自己啓発に努める。

個性豊かな感性をみがき、仕事を創造しよう。

4. 判断力を養う。

よく考えて行動し、協働の意識を持って対応しよう。

5. 人生観をもつ。

自分の目標を持ち、逆境に立ち向かう力をつけよう。

6. 感謝と反省を忘れない。

お客様に感謝し、反省を次に活かせるように努めよう。

7. 微笑みを絶やさない。

どんなときでも、どんな相手にも、心のこもったスマイルでいよう。

2. 法人本部・企画部

<基本方針>

三年越しに及ぶ感染症への対応も、令和5年度にはその方向性を緩和へと大きく変更することとなった。各事業における対応も最新の情報を確認しながら、常に利用者の立場や地域住民の意向を踏まえて、最善のサービス提供が継続できるように努める。

また、今後の事業運営は人材の確保・育成や業務の効率化、処遇改善にかかることが大きく、働く職員の使命感を支える仕組みづくりに更に力を注いでいく。

<重点項目>

1. 中期的プランの立案

- (1) 次期介護保険計画及び奥出雲町総合計画との関係を重視
- (2) 今後見込まれる修繕費・更新費用等、多額な経費の確認
- (3) 中期的なプランの立案と職員への周知

2. 人材（人財）の確保と育成

- (1) 人材（人財）確保に向けた取組の継続
- (2) 職員個々のスキルアップや資格取得に向けたサポートの強化
- (3) 心身ともに健全な職場づくりの維持
- (4) 職員の更なる処遇改善の実施

3. 地域包括ケアの推進

- (1) 行政や医療機関との連携方法と情報交換の見直し
- (2) 地域の特性や状況に応じたサービスの種類・量・質を確保
- (3) 地元自治会等との意見交換や合同避難訓練の実施
- (4) 自然災害など様々な場面を想定しての訓練実施

4. 地域に向けた社会福祉法人としての活動

- (1) 「奥出雲町公益事業推進会」への参加
- (2) ホームページや広報「孫子老」等による情報発信
- (3) 福祉教育や地域の健康・介護に関する活動への支援
- (4) 法人全体行事の再検討

<事業内容>

1. 理事会の開催 (理事 8名 監事 2名)

【令和5年6月 理事・監事改選】

- (1) 6月 前年度事業報告、決算の審議、理事長の互選・業務執行理事の選任 等
- (2) 12月 補正予算の審議 等
- (3) 3月 補正予算、次年度事業計画・予算の審議 等

2. 評議員会の開催 (評議員 10名)

- (1) 6月 前年度事業報告、決算報告の承認、理事・監事選任 等
- (2) 3月 次年度事業計画・予算の承認 等

3. 評議員選任・解任委員会

- (1) 評議員選任・解任の審議

4. 役員の活動事業

- (1) 役員研修会
- (2) 理事・監事による事業所及び施設評価の実施

5. 苦情相談員（オンブズマン）委員会

- (1) 委員会の開催及び新たな活動方法の協議
- (2) 福祉サービス苦情解決研修会への参加

6. 第三者評価委員会

- (1) 定期的な評価受検、意見交換

7. 受託事業

- (1) 配食サービス事業 月～金 (昼食・夕食)
- (2) 総合事業・通所型サービス（ねむの会） 火・金
- (3) 短期集中リハビリ事業 月・木

8. 備品整備等計画

- (1) むらくも苑
 - ・介護ベッド 3台
 - ・シャワートローストレッチャー 1台
 - ・ガススープレンジ 2台
 - ・エアコン 5台

3. 介護老人福祉施設むらくも苑 (定員 67 名) よこた福祉会短期入所生活介護事業所 (定員 11 名)

<基本方針>

介護老人福祉施設むらくも苑は、利用者の生活の安全と人権擁護に配慮し、一人ひとりのニーズと意思を尊重したケアプランを作成し、安心・安全なサービスを展開していく。

また、高齢者が穏やかな生活が出来るよう、優しく豊かな心をもって、誠実に且つ信頼ある介護の拠点施設として地域社会に貢献していくことを方針とする。

<重点項目及び事業内容>

1. 利用者の目線に立った介護と良質なサービスの提供
 - (1) 多職種検討会議を実施し、ご本人の意思や身体状態に合わせた対応や生活環境を整え、個別ケアを充実させていく。
 - (2) 多職種連携により利用者の健康管理を行いながら異常の早期発見に努め、早期対応を図ることで重症化を防ぐ。
 - (3) 面会を継続実施する為面会室を有効活用する。また、更に創意工夫しながら利用者・家族のニーズに応えていく。
 - (4) 看取り介護に関する方針に沿って、介護・看護・栄養・嘱託医との連携を強化する。
 - ・生前意向を確認しながら、最後までその人らしく生活して頂けるよう利用者・家族の意向に添って取り組む。
 - ・看取り専用居室を活用し、利用者一人一人に合った環境を整えていく。
 - (5) 栄養マネジメントを継続し、委託会社と協議を図りながら季節感や嗜好を尊重した食事の提供を行う。
 - (6) 口腔ケアの充実を図るため、体制整備に向けて取り組む。
 - (7) 利用者の有する能力を最大限に生かした生活リハビリを実践し、豊かな日常生活が送れるよう取り組む。
 - (8) 福祉用具や見守り機器を活用し、利用者へ安楽で安全なケアを実践する。
2. 地域のニーズや現状に沿ったサービス提供に向け、業務の評価や改善を実施
 - (1) ショートステイ、ロングステイの受け入れについて、事業所の役割を再確認し、地域ニーズに応えていく。
 - (2) 委員会の活動から今までの取り組みを見直し、業務改善の発信や専門的な介護・看護の提供に向け、利用者のより良い生活を支える。
 - (3) 記録ソフトの導入後の業務改善評価を行う。また、利用者ケアに反映できるような記録ソフトの更なる活用を見出していく。
 - (4) 特殊浴槽導入後の運用について評価を行う。また、入浴ケアの提供の在り方について協議を行うと共にマニュアルの整備に努める。
 - (5) LIFE 導入に向けて、調査と検討を進めていく。
3. 社訓に基づく職員資質の向上
 - (1) サービスの基本である接遇マナー(挨拶・笑顔・丁寧な言葉づかい・気配り・心配り)の更なる向上に努める。
 - (2) 第三者評価・第三者委員・サービス自己評価等の結果を活用し積極的な改善に取り組む。
 - (3) 職員は、それぞれの職種や役割が發揮できるようお互いを理解し合い、チーム内の連携に

努める。

- (4) 職員の腰痛に対して自己管理と共に、福祉用具の活用を推進し予防する。
- 4. 職員のモチベーションアップと、互いを認め成長し合える職場風土作りに取り組む
 - (1) 職員は、専門職としての自覚を持ち、個々で掲げた目標のもと自己研鑽に努める。
 - (2) 内部・外部研修へ積極的に参加し、個々の能力開発・技能習得に挑戦する。
 - (3) 新入職員育成を充実させていくために、マニュアルを再検討していく。
- 5. リスクマネジメントによる利用者への安心・安全な生活の支援
 - (1) ヒヤリハットメモの活用と、発生した事故の分析・評価を行い事故防止に努める。
 - (2) 感染症・食中毒の予防と蔓延防止の意識を強化し、『持ち込まない・拡大させない・持ち出さない』の三原則に沿って全職種で取り組む。また、感染症等発生時には委員会を中心に迅速に対応し、状態の悪化防止に努める。
 - (3) 身体拘束廃止マニュアル・虐待防止マニュアルに基づき、全職種が共通認識を持って継続的に取り組む。
 - (4) 利用者の安全が確保できるよう防犯・防災意識を高め、訓練には積極的に参加し、有事に備える。
 - (5) 苦情に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、改善・解決に向けて取り組む。
 - (6) 職員は個人情報を適切に取扱い、利用者・家族の同意を得ない限り第三者に提供しない。
- 6. 短期入所生活(予防含む)介護事業の充実とニーズに沿った適切なサービスの提供
 - (1) 担当の介護支援専門員・利用している在宅サービスとの連携を継続する。
 - (2) 緊急的な短期入所の受け入れを継続する。
 - (3) 利用者・家族が安心して生活ができる場所を提供する。
- 7. 地域貢献としての地域との積極的な交流
 - (1) 活動環境の整備を行い、地域・企業等ボランティアの受け入れや、地元小中学校及び学生の実習受け入れ等積極的に行い福祉教育を推進する。
 - (2) 施設設備品等支障のない範囲での貸出や相談に応じていく。
- 8. 諸会議
 - (1) 多職種検討会議
 - (2) 入所検討委員会
 - (3) よこた福祉社会防災担当者会
 - (4) よこた福祉社会虐待防止委員会
 - (5) よこた福祉社会身体拘束廃止委員会
 - (6) よこた福祉社会事故防止対策委員会
 - (7) よこた福祉社会感染症予防対策委員会
 - (8) むらくも苑禪創予防対策委員会
 - (9) よこた福祉社会給食委員会
 - (10) 奥出雲町地域ケア多職種連携会議

4. デイサービスセンターほのぼの（地域密着型）（定員 18 名）

<基本方針>

ディサービスセンターほのぼのは、地域密着型通所介護事業所として利用者がその人らしく住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、心身機能の安定を図り、家族や関係機関と連携し支援していく。

また、地域との関わりを大切に利用者の個性を活かした活動や交流の機会の提供により、生きがいや喜びに繋がるよう努める。

<重点項目及び事業内容>

1. 利用者一人ひとりのニーズに沿ったサービスの提供

- (1) 個別援助計画及び個別機能訓練に沿ってサービスを提供し、定期的に評価を実施する。
- (2) 意向や要望を聞き取りサービス内容の改善を図る。
- (3) 生活リハビリとして施設内外の行事や選択できる作業の実施により、意欲の引き出しや喜び、楽しみに繋げ生活の質の維持・向上を図る。
- (4) ボランティアの受け入れを工夫し、地域との交流や充実したサービス提供に努める。
また、地域との連携を図るため研修生等を積極的に受け入れ、地元の福祉教育の場としての役割を果たす。

2. チームワークと資質の向上

- (1) 社訓や基本姿勢を忘れず、質の高いサービス提供を目指す。
- (2) 内外部の研修会への積極的な参加や事業所内勉強会の実施により自己研鑽に努める。
- (3) コミュニケーションを図り、働きやすい環境を作る。
- (4) チーム目標や個人目標をもとに自己評価を行い、目標達成を図る。
- (5) サービス評価の実施により業務改善に努める。

3. リスクマネジメントの取り組みによる安心・安全なサービス提供

- (1) ヒヤリハットを活用し事故状況の分析や評価を行い、事故防止に努める。
- (2) 事故や利用者の急変時には、マニュアルに従い迅速に対応する。
- (3) 苦情や相談を真摯に受け止め、問題の解決・改善に努める。
- (4) 防災訓練への参加や実施により有事の際の利用者の安全確保に備える。
- (5) 個人情報の取り扱い等人権に配慮したサービス提供の徹底を行う。
- (6) 身体拘束廃止、虐待防止についてマニュアルに基づき取り組む。
- (7) 車両運行前後に酒気帯び確認と車両点検を行い、安全運転に心がける。

4. 感染症予防対策の取り組みによる発症及び蔓延防止

- (1) 感染症の発症時は、マニュアルに従い適切な対応を行う。
- (2) 職員や利用者の健康管理（検温、手洗い、消毒、マスク、ゴーグルの着用等）を徹底する。
- (3) 利用者や家族へ感染症の情報提供を行い、感染予防に努める。

5. 家族との信頼関係を大切にしたサービス提供

- (1) 日々の情報交換や相談、要望に応じより良い関係づくりに努める。
- (2) 利用者・家族向けの広報紙の発行。

6. 行政及び各サービス事業所等、関係機関との連携

- (1) 関係機関との情報の共有を図り、必要なサービスが提供できるよう努める。

7. 諸会議

- (1) カンファレンス
- (2) サービス担当者会議
- (3) 通所勉強会
- (4) よこた福祉社会防災担当者会
- (5) よこた福祉社会虐待防止委員会
- (6) よこた福祉社会身体拘束廃止委員会
- (7) よこた福祉社会事故防止対策委員会
- (8) よこた福祉社会感染症予防対策委員会
- (9) よこた福祉社会給食委員会
- (10) 奥出雲町地域ケア多職種連携会議
- (11) 運営推進会議

5. デイサービスセンターにこにこ（地域密着型）（定員 18 名）

＜基本方針＞

デイサービスセンターにこにこは、地域密着型通所介護事業所として地域からの意見や関わりを大切にした取り組みに力を入る。

また、認知症利用者が増加する中で認知症ケアの充実を図り、感染症予防の取り組みをしながら利用者や家族が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう支援していく。

＜重点項目及び事業内容＞

1. 利用者のニーズに沿った満足のいくサービス提供
 - (1) 個別援助計画及び個別機能訓練計画に基づいたサービス提供に努め、定期的な評価を実施する。
 - (2) サービス内容の見直しを行い、利用者が満足できるサービス提供に努める。
 - (3) 増加傾向にある認知症利用者のケアを充実させ、安心して過ごせる対応や環境作りに取り組む。
 - (4) ボランティアの依頼や受け入れを積極的に行い、地域との関わりを持ち充実したサービス提供に努める。また、研修生等の受け入れを行い地元の福祉教育の場としての役割を果たす。
2. チームワークと資質の向上
 - (1) 社訓や基本姿勢を忘れず、質の高いサービス提供に努める。
 - (2) チーム目標・個人目標に基づいた取り組みに努め、目標達成を図る。
 - (3) 内部、外部研修に積極的に参加し、個々の知識・技術の習得に努める。
 - (4) 報告・連絡・相談を確実に行い、チームで情報の共有を図る。
 - (5) サービス評価事業の実施により業務改善やサービス内容の変更に努める。
3. リスクマネジメントの取り組みによる安心・安全なサービス提供
 - (1) ヒヤリハット及び事故報告の評価・分析を行い事故防止に努める。
 - (2) 事故や利用者の急変時には、マニュアルに従い迅速に対応する。
 - (3) 苦情に対して、マニュアルに従い適切な対応を行い、問題の解決・改善に努める。
 - (4) 防災訓練を実施し、利用者の安全確保に備える。
 - (5) 個人情報、プライバシー、虐待防止、身体拘束廃止等の人権に配慮したサービス提供を徹底する。
 - (6) 車両運行前後に酒気帯び確認と車両点検を行い、安全運転に心掛ける。
4. 感染症予防対策の取り組みによる発生及び蔓延防止
 - (1) 感染症の発生時は、感染症マニュアルに従い適切な対応を行う。
 - (2) 職員、利用者の健康管理（検温、手洗い、消毒、マスク、ゴーグルの着用等）を徹底する。
 - (3) 利用者、家族へ感染症の情報提供を行い感染症予防に努める。
5. 家族との信頼関係を大切にしたサービス提供
 - (1) 日々の情報交換や交流の機会を通して、より良い関係づくりに努める。
 - (2) 利用者、家族へ向けて広報誌の発行。
6. 行政及び地域等、関係機関との連携
 - (1) 運営推進会議等の会議を通して関係機関と連携を図り、事業内容について検討を行う。
7. 諸会議
 - (1) カンファレンス

- (2) サービス担当者会議
- (3) 通所勉強会
- (4) よこた福祉社会防災担当者会
- (5) よこた福祉社会虐待防止委員会
- (6) よこた福祉社会身体拘束廃止委員会
- (7) よこた福祉社会事故防止対策委員会
- (8) よこた福祉社会感染症予防対策委員会
- (9) よこた福祉社会給食委員会
- (10) 奥出雲町地域ケア多職種連携会議
- (11) 運営推進会議

6. 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス ねむの会

<基本方針>

ねむの会は、利用者に対し運動機能、栄養改善、口腔機能、その他（認知予防）の各プログラムを実施し、介護予防を図りながら自立した生活が送れるよう努める。

また、行政及び地域等の関係機関と連携を図り、新規利用者の確保に向けた広報活動にも力を入れていく。

<重点項目及び事業内容>

1. 利用者のニーズに沿った満足のいくサービス提供
 - (1) 本人の掲げる目標に沿った個別援助計画の作成、各プログラム実施、評価を行う。
 - (2) 業務改善やサービス内容の見直しを行い、利用者が満足できるサービス提供に努める。
2. チームワークと資質の向上
 - (1) 専門職としての自覚を持ち、日々自己研鑽に努める。
 - (2) 内部、外部研修に積極的に参加し、知識・技術の習得を図る。
3. リスクマネジメントへの取り組み
 - (1) ヒヤリハット及び事故報告の評価・分析を行い事故防止に努める。
 - (2) 事故や利用者の急変時には、マニュアルに従い迅速に対応する。
 - (3) 苦情に対して、マニュアルに従い適切な対応を行い、改善に努める。
 - (4) 防災訓練を実施し、利用者の安全確保に備える。
 - (5) 個人情報、プライバシー、人権に配慮したサービス提供の徹底。
 - (6) 車両運行前後に酒気帯び確認と車両点検を行い、安全運転に心掛ける。
4. 感染症予防対策の取り組みによる発生及び蔓延防止
 - (1) 感染症の発生時は、感染症マニュアルに従い適切な対応を行う。
 - (2) 職員、利用者の健康管理（検温、手洗い、消毒、マスク、ゴーグルの着用等）を徹底する。
 - (3) 利用者、家族へ感染症の情報提供を行い感染症予防に努める。
5. 行政及び地域等、関係機関との連携
 - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業連絡会への参加。
 - (2) 関係機関と協力し事業の広報活動に努める。

7. 短期集中リハビリ事業

<基本方針>

身体や生活に不安がある利用者に対し、短期間での集中的リハビリを実施し身体機能の回復及び向上を図り、自立した生活が長く継続していけるよう努める。

また、関係機関と連携を図り新規利用者の確保に向けた広報活動とリハビリが終了した利用者の支援を行っていく。

<重点項目>

1. リハビリテーションの実施と評価。
2. 運動機能、生活動作等に関する相談、助言。
3. 新規利用者の確保に向けた地域への広報活動。
4. 短期集中リハビリ終了者を地域の集いの場（ねむの会等）へ繋げる支援活動。
5. スタッフ会議や連携会議等、関係機関と協力し事業の充実を図る。

8. ヘルパーステーションたんぽぽ

<基本方針>

1. 在宅で支援や介護を必要とする高齢者（要支援・要介護）及び障がい者等（身体・知的・精神・難病対象者）が、個々の有する能力を生かし住み慣れた地域で心豊かに自立した日常生活が営めるよう、心身の状態・病気や障害の特性に配慮したサービス提供を行う。
2. 地域の医療・福祉サービス事業所及び行政等の関係機関との連携を密に図り、ニーズに沿った適切なサービス提供に努める。

<重要項目及び事業内容>

1. 利用者個々のニーズに沿ったサービス提供
 - (1) ケアプランに沿った訪問介護計画の作成。
 - (2) サービス提供責任者が月一回訪問し、サービスの評価・見直しを行う。
 - (3) 常に利用者や介護者の視点に立ったサービス提供に努める。
 - (4) 関係各機関との連携を図り、柔軟な対応を行う。
2. サービス内容の充実（質の確保・向上）
 - (1) 訪問介護計画に基づき作成した手順書に従い、統一したサービス提供を行う。
 - (2) 訪問介護計画に沿った記録・評価・見直しを行い、より良い支援に繋げる。
 - (3) 個別サービスの充実に努め、認知機能及び心身機能の維持に繋げる。
 - (4) 研修会や勉強会を実施し、介護の知識と技術、接遇マナーの向上を図る。
 - (5) 諸会議に参加し、情報の収集に努める。
 - (6) 関係各機関との連携を図る。
 - (7) 虐待防止及び身体拘束廃止に努める。
 - (8) チーム目標・個人目標に基づく自己評価を行い達成に努める。
 - (9) サービス評価を行い事業の改善に努める。
3. 守秘義務
 - (1) 法人の個人情報保護規程を遵守する。
 - (2) 業務を離れた場面でも訪問介護員としての自覚を持った言動に努める。
4. 家族との連携
 - (1) 家庭訪問を行いサービス内容や訪問介護員の対応等についての意見や要望を聴取し、サービスの改善に努める。
 - (2) 介護に関する悩み等の相談に応じ、必要な助言及び指導を行う。
 - (3) 連絡ノートや電話等を活用し、利用者の心身の状況等について必要な情報提供を行う。
5. リスクマネジメントへの取り組み
 - (1) 事故や災害の発生及び利用者の急変等に、マニュアルに沿った適切且つ迅速な対応を行う。
 - (2) 訪問中及び訪問前後に予測しうる危険にも十分に配慮したサービスの提供に努める。
 - (3) 苦情に対し適切且つ迅速に誠意を持って対応し、改善に努める。
 - (4) ヒヤリハット及び事故報告の評価・分析を行い、事故や再発の防止に努める。
 - (5) 感染症予防への対応。
 - ・マニュアルに沿った対応を徹底し、感染症予防に努める。
 - ・利用者や家族の人権に配慮した対応を心掛ける。
 - ・状況に応じマニュアルの見直し整備を行う。

- ・感染予防への啓発・普及に努める。
- ・職員自らの健康管理及び衛生管理に努める。

(6) 衛生管理への対応。

- ・マニュアルに基づいた食品の取り扱いを行い、食中毒を防止する。
- (7) 車両の点検と安全運転に努める。
- ・運行日誌を基に日常の点検を実施し、車両の不備には速やかな対応を行う。
 - ・時間に余裕を持った行動を心掛け、事故防止に努める。
 - ・交通法規に基づいた、安全でやさしい運転マナーに努める。
 - ・アルコールチェッカーを使用し、車両運行前後の酒気帯び確認を行う。

6. 啓発活動

- (1) ホームページ及び法人広報誌による情報を発信する。
- ・利用者のプライバシーに配慮する。
 - ・職員ブログを活用し、訪問介護への関心を高める。
- (2) 利用者及び家族に向けての広報誌を発行する。

7. 諸会議

- (1) カンファレンス
- (2) ケース検討会
- (3) サービス担当者会議
- (4) よこた福祉社会防災担当者会
- (5) よこた福祉社会虐待防止委員会
- (6) よこた福祉社会身体拘束廃止委員会
- (7) よこた福祉社会事故防止対策委員会
- (8) よこた福祉社会感染症予防対策委員会
- (9) 奥出雲町地域ケア多職種連携会議

9. よこた福祉会居宅介護支援事業所

<基本方針>

居宅介護支援事業所は、今後、介護や医療の需要増加が見込まれる中、利用者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、介護者家族、介護、医療、行政機関との情報共有を図り、連携したケアマネジメント業務を行う。また、インフォーマルサービス等の地域資源を積極的に活用した居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成する。

大規模災害や感染症流行等の場合でも、ケアマネジメント業務が継続できるよう事業所で検討した具体策の実践、評価を行い有事に備える。

多様な自己研鑽の機会を持ち、対人援助職者として資質向上に努める。

<重点項目及び事業内容>

1. 居宅サービス計画の作成

- (1) 適切なアセスメントにより課題分析を行い、利用者等の意向に沿った居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成する。

- (2) 居宅訪問等により利用者に面会し身体状態、生活状況を専門的に把握する。

2. モニタリングの実施

- (1) モニタリングにより経過を把握し、結果を適切に記録する。

- (2) 居宅サービス事業所、主治医等と情報交換を行い適切なモニタリングを実施する。

3. 権利擁護

- (1) 利用者等の人権擁護、虐待防止を図るため、相談体制を整備し、諸制度の利用を支援する。

4. 個人情報の保護

- (1) 利用者等に関する個人情報は、使用目的を明確にした上で同意を取り用いる。

5. 利用者、家族への情報提供

- (1) 当該地域における居宅サービス事業所名簿やパンフレットにより、利用者等に適切な情報を提供する。

- (2) サービス種類、内容、料金等、分かりやすい説明を行い、利用者が自己決定出来る様に公正中立に支援する。

- (3) 介護保険外の制度やインフォーマルサービスを把握し情報提供や説明を行う。

6. 居宅介護支援事業所の評価及び課題分析

- (1) 第三者評価及び自己評価により課題、問題点を把握し改善する。

- (2) 月間報告を作成し利用情報の動向を把握する。

- (3) 利用者の苦情、要望に対し、迅速に対応しサービスの質の改善、向上に繋げる。

7. 関係機関との連携

(1) 居宅支援事業運営のための諸会議

- ・雲南地域介護サービス事業団体連絡会 居宅支援事業所協議会
- ・奥出雲町地域ケア多職種連携会議

(2) 居宅サービス計画のための連携

- ・サービス担当者会議
- ・自立支援型地域ケア会議（予防プラン事例検討会）
- ・主治医等、医療関係者との連携
- ・地域包括支援センター及び福祉事務所、社会福祉協議会との連携

- ・民生児童委員との連携
 - ・インフォーマルサービス関係者との連携
8. 介護支援専門員としての資質向上
- (1) 研修会へ積極的に参加し自己研鑽に努める。
 - (2) 事業所内においてケース検討を行い居宅サービス計画の充実を図る。
 - (3) 苦情対応を迅速に行うと共に介護支援専門員として適切に対応する。
 - (4) 緊急時対応マニュアルに沿い迅速且つ適切な措置をとる。
 - (5) 法人内外の研修会等において意見発表、研究発表の機会を持つ。
 - (6) 他法人との合同事例検討会。
9. 介護保険における認定調査等の円滑な実施
- (1) 調査項目を把握し認定調査基準に沿って公正中立な調査を行う。
 - (2) 利用者の認定期間や身体状況の変化を把握し介護認定（更新、変更）申請代行等の必要な援助を行う。
10. 地域への福祉活動、情報発信及び人材養成、育成への取り組み
- (1) 孫子老サポート隊を通した事業実施。
 - (2) パンフレットの活用、ホームページでの情報発信。
 - (3) 介護支援専門員実務研修受講者への支援。
11. 業務継続計画への取り組み
- (1) 非常に備え利用者の緊急連絡先を管理、定期的な見直しを行う。
 - (2) 奥出雲町ハザードマップの確認及び災害発生に備えた関係機関との協議。
 - (3) 法人感染症対策の遵守。
 - (4) 業務継続のためリモートワーク等の具体策の実践、評価を行う。
12. 法人内諸会議
- (1) よこた福祉社会防災担当者会
 - (2) よこた福祉社会虐待防止委員会
 - (3) よこた福祉社会身体拘束廃止委員会
 - (4) よこた福祉会事故防止対策委員会
 - (5) よこた福祉会感染症予防対策委員会

